

○高梁市医学生奨学金貸付条例施行規則

平成27年 7 月 8 日

規則第33号

(趣旨)

第1条 この規則は、高梁市医学生奨学金貸付条例（平成27年高梁市条例第36号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸付申請)

第2条 条例第6条に規定する申請者は、高梁市医学生奨学金貸付申請書（様式第1号。以下「貸付申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 大学の医学を履修する課程に在学する証明書又は合格通知書
- (2) 在学する大学又は直近に在学していた高等学校等からの高梁市医学生奨学金貸付者推薦調書（様式第2号）
- (3) 在学する大学の学業成績表（当該年度の入学者に係るものを除く。）
- (4) 申請者の住民票（市外に住民票を有する者に限る。）
- (5) その他市長が必要と認める書類

(受付期間)

第3条 貸付申請書の受付期間は、市長が毎年度別に定める期間とし、募集定員に達しない場合は、その後も随時受け付けるものとする。ただし、その期限は当該年度の12月20日とする。

(貸付けの決定)

第4条 市長は、前条の受付期間終了後（随時受付の場合は受付後）15日以内に貸付けの可否を決定し、条例第7条の規定により、その旨を高梁市医学生奨学金貸付決定通知書（様式第3号）又は高梁市医学生奨学金貸付不承認通知者（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(誓約書等の提出)

第5条 条例第7条の規定により奨学金の貸付けの決定を受けた者（以下「奨学生」という。）は、市長が定める日までに連帯保証人が連署した誓約書（様式第5号）に、連帯保証人の印鑑登録証明書（発行後3箇月以内のもの）及び所得証明書（誓約書を提出する月の属する年度分（4月から5月においては前年度分））を添えて、市長に提出しなければならない。

(貸付方法)

第6条 奨学金は、毎年度4月、7月、10月及び1月の4期にそれぞれ以後3箇月分を貸し付けるものとする。ただし、貸付決定後又は貸付再開後の最初の貸付けについては、その都度適切な時期に次回貸付け分までの月分を貸し付けるものとする。

2 奨学金の貸付けは、金融機関に設けられた奨学生名義の預貯金口座に振り込む方法によるものとする。

(奨学生の確認)

第7条 奨学生は、奨学金の貸付けを受けている期間中は、毎年度4月末日までに、在学する大学の学年を記載した在学証明書を市長に提出しなければならない。

2 奨学生は、奨学金の貸付け終了後において、奨学金の返還の債務がなくなるまでの期間中は、毎年度4月末日までに、4月1日現在の職業並びに勤務先名称及び所在地を記載した在職証明書等を市長に提出しなければならない。

(異動等の届出)

第8条 奨学生又は奨学生であった者は、奨学金返還完了前において、次の各号のいずれかに該当したときは、当該各号に掲げる様式に関係書類を添えて、速やかに市長に届け出なければならない。

(1) 大学を休学、停学又は退学したとき。休学・停学・退学届（様式第6号）

(2) 大学に復学したとき。復学届（様式第7号）

(3) 大学を転学したとき。転学届（様式第8号）

(4) 奨学金を必要としなくなったとき。辞退届（様式第9号）

(5) 大学を卒業したとき。卒業届（様式第10号）

(6) 住所又は氏名（連帯保証人を含む。）を変更したとき。住所・氏名変更届（様式第11号）

(7) 連帯保証人を変更したとき。連帯保証人変更届（様式第12号）

2 親権者又は連帯保証人は、奨学生又は奨学生であった者が奨学金返還完了前に死亡したときは、死亡届（様式第13号）に関係書類を添えて速やかに市長に届け出なければならない。

(貸付けの休止及び停止)

第9条 市長は、条例第9条及び第10条の規定により奨学金の貸付けの休止又は停止をしたときは、その旨を高梁市医学生奨学金貸付休止（停止）通知書（様式第14号）により奨学生に通知するものとする。

(貸付けの再開)

第10条 市長は、奨学金の貸付けを休止された者が復学届を提出したときは、その休止の事実が消滅した日の属する月の翌月から奨学金の貸付けを再開することができる。

(借用証書の提出)

第11条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当したときは、借用証書（様式第15号）を遅滞なく市長に提出しなければならない。

(1) 条例第5条の規定による奨学金の貸付期間が満了したとき。

(2) 条例第10条の規定による奨学金の貸付けを停止されたとき。

(奨学金の返還)

第12条 奨学金の返還は、月賦、半年賦又は年賦とし、条例第11条に規定する期間内に返還しなければならない。ただし、全部又は一部を繰り上げて返還することができる。

2 奨学金の返還は、市長が特別な事情があると認める場合を除くほか、返還すべき金額の総額を返還期間内の返還回数で除した額（その額が千円未満の端数がある場合は、これを切り上げる。）を1回の返還額（最終回は残額）とする。

3 奨学金の貸付けを停止された者の返還は、前2項の規定を適用する。

(返還の猶予)

第13条 条例第12条の規定により奨学金の返還猶予を受けようとする者は、毎年度4月末日までに高梁市医学生奨学金返還猶予申請書（様式第16号）にその事実を証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、返還猶予申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、高梁市医学生奨学金返還猶予承認書（様式第17号）により関係者に通知するものとする。

3 前項の規定により奨学金の返還猶予を承認された者は、その事由が消滅したときは、速やかに高梁市医学生奨学金返還猶予事由消滅届（様式第18号）を市長に提出しなければならない。

(返還債務の免除)

第14条 条例第13条の規定により奨学金の返還債務の免除を受けようとする者は、従事期間1年終了するごとに高梁市医学生奨学金返還債務免除申請書（様式第19号。以下「返還債務免除申請書」という。）にその事実を証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 条例第14条の規定により奨学金の返還債務の免除を受けようとする者は、その事実が生じた場合は速やかに返還債務免除申請書にその事実を証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。

3 市長は、前2項に定める返還債務免除申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、高梁市医学生奨学金返還債務免除承認書（様式第20号）により関係者に通知するものとする。

4 前項の規定により返還債務の免除を承認された者は、その事由が消滅したときは、高梁市医学生奨学金返還債務免除事由消滅届（様式第21号）を市長に提出しなければならない。

（奨学金の返納）

第15条 奨学生又は奨学生であった者は、奨学金の休止及び停止の決定に伴う貸付期間を超えて受けた奨学金があるときは、その奨学金を速やかに返納しなければならない。

（その他）

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（令和4年1月11日規則第1号）

（施行期日）

1 この規則は、令和4年2月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の規則の規定により作成された様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

様式第1号（第2条関係）

高梁市医学生奨学金貸付申請書					
					年 月 日
高 梁 市 長 様					
申請者（本人）氏名					
奨学金の貸付けを受けたいので、高梁市医学生奨学金貸付条例第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。					
なお、貸付けを受けることとなったときは、同条例及び高梁市医学生奨学金貸付条例施行規則の規定を遵守し、同条例に規定する必要従事期間、高梁市内の市立病院等で医師として従事します。					
本人 （申請者）	ふりがな 氏 名		生年月日 年 月 日（満 歳）	性 別	
	現 住 所	〒 — ()			
	帰省先住所	〒 — ()			
学校名等	大学の名称	大学 学部 学年			
	入学・卒業予定年月	年 月入学 ～ 年 月卒業予定			
	所 在 地				
親権者	氏 名		()		
	現 住 所	〒 —			
奨学金内訳	期 間	年 月 日 ～ 年 月 日 (月分)			
	金 額	円 × 月分 = 円			
連帯保証人	①	住 所	〒 — ()		
		ふりがな 氏 名	申請者との続柄 ()		
	②	住 所	〒 — ()		
		ふりがな 氏 名	申請者との続柄 ()		
添付書類					
1. 大学で医学を履修する課程に在学する証明書又は合格通知書					
2. 在学する大学又は直近に在学していた高等学校等からの医学生奨学金貸付者推薦調書（様式第2号）					
3. 在学する大学の学業成績表（当該年度の入学者に係るものは除く。）					
4. 本人の住民票（市外に住民票を有する人に限る。）					
5. その他市長が必要と認める書類					

様式第2号(第2条関係)

高梁市医学生奨学金貸付者推薦調書

ふりがな		性別	生 年 月 日
氏 名			年 月 日
進学 (在学) 学校・学部等			年 月入 学 年 月卒業予定 (修業年限 年) ＜4月現在で記入してください。＞
学習 評価	特定所見		
人物 評価	特定所見		
健康 評価	特定所見		
推 薦 所 見	その他の推薦の参考事項		
上記の者は、医学生奨学金貸付者として適当と認められますので推薦します。 高梁市長 様 年 月 日 学 校 名 職・氏名 (本人の自署による署名又は記名押印をしてください。)			

※推薦書は密封して本人へ渡してください。

様式第3号（第4条関係）

高梁市医学生奨学金貸付決定通知書

第 号

年 月 日

獎學生

住所

氏名 様

高粱市長 (印)

年 月 日付けで申請のあった高梁市医学生奨学金の貸付けについては、次のとおり決定しましたので、高梁市医学生奨学金貸付条例施行規則第4条の規定により通知します。

貸付決定番号	
貸付決定年月日	
貸付決定金額	月額 円
貸付期間	年 月 日～ 年 月 日
備考	

様式第4号（第4条関係）

高梁市医学生奨学金貸付不承認通知書

第 号

年 月 日

様

高梁市長

㊟

年 月 日付けで申請のあった高梁市医学生奨学金の貸付けについては、不承認となりましたので、高梁市医学生奨学金貸付条例施行規則第4条の規定により通知します。

1 申請者名

2 住 所

3 理 由

様式第5号（第5条関係）

誓 約 書

年 月 日

高梁市長 様

〔奨学生〕

〒 ー

住所

氏名 ⑩

（生年月日： 年 月 日）

【決定番号】：第 号

〔親権者〕（奨学生が未成年の場合は記入）

〒 ー

住所

氏名 ⑩

（生年月日： 年 月 日）

〔連帯保証人〕

奨学生との続柄（ ）

〒 ー

住所

氏名 ⑩

（生年月日： 年 月 日）

奨学生との続柄（ ）

〒 ー

住所

氏名 ⑩

（生年月日： 年 月 日）

私は、高梁市医学生奨学金を 年 月から 年 月まで
月額 円を借り受けるにあたり、奨学生として高梁市医学生奨学金貸付条例、同施行規則及びその他の指示を堅く遵守することはもとより、奨学金の返還その他すべての義務を誠実に履行することを誓約いたします。

※連帯保証人の印鑑登録証明書（発行後3箇月以内のもの）及び所得証明書（誓約書を提出する月の属する年度分（4月から5月においては前年度分））を添付してください。

奨学生が未成年者（20歳未満）の場合には、親権者の欄に自署及び押印をしてください。

(奨学金の貸付に係る事項)

- ①奨学金は、金融機関に設けられた奨学生名義の預貯金口座に振り込まれます。
- 市指定様式の「債権者登録申請書」を提出してください。
- ②奨学金は、4月分から6月分までは4月に、7月分から9月分までは7月に、10月分から12月分までは10月に、1月分から3月分までは1月に貸し付けるものとします。ただし、貸付決定後又は貸付再開後の最初の貸付けについては、その都度適切な時期に次回貸付け分までの月分を貸し付けるものとします。
- ③奨学生は、奨学金返還の債務がなくなるまでの間、毎年度4月末日までに当該学年の在学証明書又は在職証明書を提出してください。
- ④奨学生は、次の事由に該当するときは、速やかに届出を行ってください。
- ・休学、停学又は退学したとき。
 - ・復学したとき。
 - ・転学したとき。
 - ・奨学生を辞退したとき。
 - ・大学を卒業したとき。
 - ・住所又は氏名を変更したとき。
 - ・連帯保証人を変更したとき。
 - ・連帯保証人の住所又は氏名を変更したとき。
- ⑤次の事項に該当するときは、奨学金の貸付けを休止又は停止します。
- ・大学を休学したとき。(休学した期間が2年を超えたときは、停止します。)
 - ・大学において停学の処分を受けたとき。(停学処分を受けた期間が2月を超えたときは、停止します。)
 - ・死亡したとき。
 - ・大学を退学したとき。
 - ・奨学生であることを辞退したとき。
 - ・心身の故障のため、大学の履修を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
 - ・その他奨学金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。
- ⑥奨学金の貸付けを休止された者がその事由がなくなり届出をしたときは、奨学金の貸付けを再開することができます。

(奨学金の返還に係る事項)

①奨学金の返還

- ・奨学金の貸付けを受けた者は、借用証書を提出してください。
- ・奨学金の返還は月賦、半年賦、年賦又は一括のいずれかの方法を選択して返還していただきます。ただし、前納することもできます。
- ・奨学金の返還は、返還すべき金額の総額を返還期間内の返還回数で除した額（その額が千円未満の端数がある場合は、これを切り上げる。）を1回の返還額（最終回は残額）とします。
- ・奨学金の返還は、返還の猶予期間を終了した月の翌月から起算して6月を経過した後10年以内に返還してください。
- ・返還期日前に、奨学金の全部又は一部を繰り上げて返還することができます。その際には、1箇月前までに高梁市へ連絡してください。

注）本人が前項の届出を怠ったため、高梁市が本人から最後に届出のあった氏名・住所にあてて通知又は送付書類を発送した場合には、延着し、又は到着しなかったときでも通常に到着したものとします。

- ・本人が債務（本人が貸付けを受けた総額、延滞金及び督促費用）の返還を延滞し、高梁市から書面による期限の利

益を失う旨の通知を受けてもなお滞納を解消しない場合は、債務全額について期限の利益を失うとともに、本人の親権者及び連帯保証人が直ちにこれらの債務について返還する義務が生じます。

- ・虚偽その他の不正な手段により奨学金の貸付けを受けたことが明らかになったときは、債務全額について期限の利益を失うとともに、本人、本人の親権者及び連帯保証人が直ちにこれらの債務について返還する義務が生じます。
- ・本人、本人の親権者又は連帯保証人が割賦金の返還を延滞したときは、支払督促の申し立てから強制執行に至るまでの法的手続をとることがあります。なお、手続きに要した費用は本人、本人の親権者又は連帯保証人（滞納者）の負担となります。

②奨学金の返還債務の免除

- ・奨学生が猶予期間の終了した翌月までに市立病院等で医師として従事し、継続しているとき、勤務期間１年終了するごとに奨学金の返還債務の一部を免除することができます。
- ・前項に規定する返還債務の免除額は、当該奨学生の返還債務総額を奨学金の貸付けを受けた期間の１．５倍の月数（ただし、この期間が３６月に満たない場合は、３６月とする。）で除して１２を乗じた額とします。ただし、算定された額に千円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げます。
- ・奨学生又は奨学生であった者が、死亡又は心身に著しい障害を受け、奨学金の返還が出来なくなったときは、返還債務の全部又は一部を免除することができます。

（連帯保証人に係る事項）

- ①連帯保証人は、本人が本誓約書によって負担する一切の債務について、本人と連携して保証債務を負い、その履行については関係法令及び借用証書等に従わなければなりません。

注）本人が奨学金の返還を延滞すると、返還未済額の返還を連帯保証人に請求することがあります。また、強制執行に至るまでの法的措置をとる場合もあります。

- 誓約書を提出後、本人控用として写しを送付しますので、貸付けが終了し借用証書を提出するまで大切に保管してください。

様式第6号（第8条関係）

休学・停学・退学届
(高梁市医学生奨学金用届出書)

年 月 日

高梁市長 様

〔奨学生〕

〒 ー

住所

氏名

【決定番号】：第 号

〔親権者〕（奨学生が未成年の場合は記入）

〒 ー

住所

氏名

次のとおり 休学 ・ 停学 ・ 退学 します（しました）ので、高梁市医学生奨学金貸付条例施行規則第8条の規定により届け出ます。

1 休学（停学・退学） 期間 年 月 日から
年 月 日まで（予定）

2 大学名等

3 事由

※学長等の発行する証明書を添付すること。

様式第7号（第8条関係）

復学届
(高梁市医学生奨学金用届出書)

年 月 日

高梁市長 様

〔奨学生〕

〒 ー

住所

氏名

【決定番号】：第 号

〔親権者〕（奨学生が未成年の場合は記入）

〒 ー

住所

氏名

次のとおり復学しましたので、高梁市医学生奨学金貸付条例施行規則第8条の規定により届け出ます。

- 1 復学期日 年 月 日
- 2 大学名
- 3 休止期間 年 月 日から
年 月 日まで
- 4 卒業時期 年 月 （予定）
- 5 事由

※学長等の発行する証明書を添付すること。

様式第8号（第8条関係）

転学届
(高梁市医学生奨学金用届出書)

年 月 日

高梁市長 様

〔奨学生〕

〒 ー

住所

氏名

【決定番号】：第 号

〔親権者〕（奨学生が未成年の場合は記入）

〒 ー

住所

氏名

次のとおり転学しましたので、高梁市医学生奨学金貸付条例施行規則第8条の規定により
届け出ます。

1 転学前大学名

2 転学後大学名

3 異動期日 年 月 日

4 事由

※学長等の発行する証明書を添付すること。

様式第9号（第8条関係）

辞退届
(高梁市医学生奨学金用届出書)

年 月 日

高梁市長 様

〔奨学生〕

〒 ー

住所

氏名

【決定番号】：第 号

〔親権者〕（奨学生が未成年の場合は記入）

〒 ー

住所

氏名

次のとおり高梁市医学生奨学金の貸付けを辞退しますので、高梁市医学生奨学金貸付条例施行規則第8条の規定により届け出ます。

1 大学名

2 辞退期日 年 月 日

3 事由

様式第10号（第8条関係）

卒業届
(高梁市医学生奨学金用届出書)

年 月 日

高梁市長 様

〔奨学生〕

〒 ー

住所

氏名

【決定番号】：第 号

〔親権者〕（奨学生が未成年の場合は記入）

〒 ー

住所

氏名

次のとおり卒業しましたので、高梁市医学生奨学金貸付条例施行規則第8条の規定により届け出ます。

1 卒業大学名

2 卒業年月日 年 月 日

※大学が発行する卒業証明書を添付すること。

様式第11号（第8条関係）

住所・氏名変更届
(高梁市医学生奨学金用届出書)

年 月 日

高梁市長 様

〔奨学生〕

〒 ー

住所

氏名

【決定番号】：第 号

〔親権者〕（奨学生が未成年の場合は記入）

〒 ー

住所

氏名

次のとおり 住所 ・ 氏名 を変更しましたので、高梁市医学生奨学金貸付条例施行規則第8条の規定により届け出ます。

〔奨学生〕

新住所 〒 ー

ふりがな

新氏名

〔連帯保証人〕

新住所 〒 ー

ふりがな

新氏名

※住所・氏名の変更を証明する書類を添付すること。

様式第12号（第8条関係）

連帯保証人変更届
(高梁市医学生奨学金用届出書)

年 月 日

高梁市長 様

〔奨学生〕

〒 ー

住所

氏名

【決定番号】：第 号

〔親権者〕（奨学生が未成年の場合は記入）

〒 ー

住所

氏名

〔新連帯保証人〕

奨学生との続柄（ ）

〒 ー

住所

氏名

（生年月日： 年 月 日）

次のとおり高梁市医学生奨学金貸付けの連帯保証人を変更しましたので、高梁市医学生奨学金貸付条例施行規則第8条の規定により届け出ます。

1 新連帯保証人

住 所 〒 ー

氏 名

生年月日 年 月 日

2 前連帯保証人

氏 名

3 事由

※新連帯保証人の印鑑登録証明書（発行後3箇月以内のもの）及び所得証明書（届出を行う月の属する年度分（4月から5月にあつては前年度分）を添付すること。

様式第13号（第8条関係）

死亡届
(高梁市医学生奨学金用届出書)

年 月 日

高梁市長 様

〔親権者又は連帯保証人〕

〒 ー

住所

氏名

次のとおり死亡しましたので、高梁市医学生奨学金貸付条例施行規則第8条の規定により届け出ます。

1 決定番号 第 号

2 奨学生氏名

3 死亡年月日 年 月 日

※死亡を証明する書類を添付すること。

様式第 14 号（第 9 条関係）

高梁市医学生奨学金貸付休止（停止）通知書

第 号
年 月 日

奨学生
住所
氏名 様

高梁市長 印

年 月 日付けで、休学・停学・退学・休止・辞退 の届出があった高梁市医学生奨学金の貸付について、次のとおり 休止 ・ 停止 しましたので、高梁市医学生奨学金貸付条例施行規則第 9 条の規定により通知します。

- 1 決定番号 第 号
- 2 大学名等
- 3 休止（停止）期間 年 月 から 年 月 まで（ 月分）
- 4 貸付済期間 年 月 から 年 月 まで（ 月分）
- 5 貸付済額 円

借用証書

年 月 日

高梁市長 様

〔奨学生〕

〒 ー

住所

氏名 ㊤

（生年月日： 年 月 日）

【決定番号】：第 号

〔親権者〕（奨学生が未成年の場合は記入）

住所

氏名 ㊤

私は、次のとおり高梁市医学生奨学金を借用しました。

ついては、高梁市医学生奨学金貸付条例及び同条例施行規則の規定に従い、奨学金返還明細のとおり返還します。

借用明細							
決定年度	決定番号	大学名	借用期間終了事由				
年度	第 号		満了	辞退	退学	死亡	その他
借用金額	円		借用月数		借用月額		借用金額
借用期間	年 月 ～ 年 月		月		円		円
返還明細							
返還方法	1 月賦（毎月） 2 半年賦（ 月／ 月） 3 年賦（ 月） 4 一括						
返還期間	年 月から 年 月まで						
返還金額	同額返還：		円×	回＝	円		
	残額返還：		円×	回＝	円		

借用金額に関する返還について、奨学生と連帯して履行することを保証します。

〔連帯保証人〕

奨学生との続柄（ ）

住所

氏名 ㊤

（生年月日： 年 月 日）

〔連帯保証人〕

奨学生との続柄（ ）

住所

氏名 ㊤

（生年月日： 年 月 日）

◎返還に当たり、下記のことに留意してください。

記

- 1 借入金額の内訳は、「借用明細」のとおりです。
- 2 返還の方法は、「月賦」「半年賦」「年賦」又は「一括」のうち、いずれかの方法を選択し、原則として市が発行する納入通知書により返還していただきます。
- 3 奨学金の返還は、納期限前に一部又は全部を繰り上げて返還することができますので、希望されるときは1箇月前までに高梁市へ連絡し、金額や納入期日等について相談してください。
- 4 返還期日を過ぎても返還がない場合には、高梁市税外収入金の督促、延滞金及び滞納処分に関する条例第4条の規定を準用するものとし、延滞利息が課されます。
- 5 奨学金の返還を継続して怠ったときは、期限の利益を喪失させ、貸し付けた奨学金の全部又は一部について直ちに返還を命ずることがあります。
- 6 本人が奨学金の返還を延滞すると、本人、本人の親権者及び連帯保証人に請求することがあります。また、強制執行に至るまでの法的措置をとる場合もありますので、連帯保証人等に迷惑をかけないよう確実に返還してください。返還が困難になったときは、早めに返還猶予等の手続きをされるか、高梁市へ連絡してください。
- 7 次の事由については、本人、本人の親権者又は連帯保証人からの申請により、奨学金の返還が猶予されることがありますので、毎年度4月末日までに所定の手続きを行ってください。申請後、申請内容を審査し、返還猶予の可否を決定します。また、返還猶予の決定後、該当する事由が消滅したときには、届出が必要です。
 - ①医師の免許を取得した後、引き続き臨床研修を受けているとき。
 - ②臨床研修を終了した後、専門研修を受けているとき。ただし、その期間は3年を限度とする。
 - ③前号に規定する期間を終了した後、3年を経過していないとき。
 - ④医師の免許を取得しようとするとき。ただし、その期間は、大学を卒業後、1年を限度とする。
 - ⑤返還債務の免除要件に該当する期間において、市立病院等に医師として従事しているとき。
 - ⑥心身の故障、災害その他やむを得ない事由により奨学金の返還が困難であると認められるとき。ただし、期間は、1年を限度とする。
- 8 次の事由については、本人、本人の親権者又は連帯保証人からの申請により、返還すべき債務の全部又は一部が免除されることがありますので、従事期間1年終了するごとに所定の手続きを行ってください。（③の事実が生じた場合は、速やかに手続きを行ってください。）申請後、内容を審査し、返還債務免除の可否を決定します。
 - ①奨学生が猶予期間の終了した翌月までに市立病院等で医師として従事し、継続しているとき、従事期間1年終了するごとに奨学金の返還債務の一部が免除されます。
 - ②前項に規定する返還債務の免除額は、当該奨学生の返還債務総額を奨学金の貸付けを受けた期間の1.5倍の月数（ただし、この期間が36月に満たない場合は、36月とする。）で除して12を乗じた額とします。
 - ③奨学生又は奨学生であった者が死亡し、又は心身に著しい障害を受け、奨学金の返還ができなくなったときは、返還債務の全部又は一部を免除することができます。
- 9 奨学生の住所・氏名等届出の内容に変更があるときは、速やかに届出を行ってください。
- 10 奨学金を貸し付けている期間、奨学金の返還の債務が無くなるまでの期間は、毎年度4月末日までに在学証明書又は在職証明書等を提出してください。
- 11 借用証書提出後、本人控用として写しを送付しますので、奨学金の返還が終了するまで大切に保管してください。
- 12 その他の取扱いについては、高梁市医学生奨学金貸付条例及び同施行規則の定めによります。

様式第16号（第13条関係）

高梁市医学生奨学金返還猶予申請書

年 月 日

高梁市長 様

〔奨学生〕

〒 ー

住所

氏名

【決定番号】：第 号

〔親権者〕（奨学生が未成年の場合は記入）

〒 ー

住所

氏名

〔連帯保証人〕

住所

氏名

〔連帯保証人〕

住所

氏名

次のとおり高梁市医学生奨学金の返還を猶予していただきたいので、高梁市医学生奨学金貸付条例施行規則第13条の規定により申請します。

1 返還猶予希望期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

2 返還債務額

円

3 事由

※事由を証明する書類を添付すること。

様式第 17 号（第 13 条関係）

高梁市医学生奨学金返還猶予承認書

第 号
年 月 日

住所
氏名 様

高梁市長 印

年 月 日付けの高梁市医学生奨学金返還猶予申請について、次のとおり承認しましたので、
高梁市医学生奨学金貸付条例施行規則第 13 条の規定により通知します。

決定番号	第 号
返還債務額	円
返還猶予期間	年 月 ～ 年 月
返還開始予定年月	年 月 から
承認理由	

※返還猶予事由が消滅したときは届け出てください。

様式第18号（第13条関係）

高梁市医学生奨学金返還猶予事由消滅届

年 月 日

高梁市長 様

〔奨学生〕

〒 ー

住所

氏名

【決定番号】：第 号

〔親権者〕（奨学生が未成年の場合は記入）

〒 ー

住所

氏名

年 月 日付けで承認を受けた奨学金の返還猶予について、その事由が消滅しましたので、高梁市医学生奨学金貸付条例施行規則第13条の規定により届け出ます。

1 承認を受けた返還債務額 _____ 円

2 承認を受けた猶予期間
年 月 日 から 年 月 日 まで

3 承認を受けた猶予の理由

4 消滅事由の内容

様式第19号（第14条関係）

高梁市医学生奨学金返還債務免除申請書

年 月 日

高梁市長 様

〔奨学生〕

〒 ー

住所

氏名

【決定番号】：第 号

〔親権者〕（奨学生が未成年の場合は記入）

住所

氏名

〔連帯保証人〕

住所

氏名

〔連帯保証人〕

住所

氏名

次のとおり高梁市医学生奨学金の返還債務を免除していただきたいので、高梁市医学生奨学金貸付条例施行規則第14条の規定により申請します。

- 1 返還債務免除申請金額 円
- 2 返還債務免除に係る従事期間 年 月 日 ～ 年 月 日
- 3 返還済金額（一部免除済額） 円
- 4 返還未済金額（残債務額） 円
- 5 借用金額 円
- 6 事由

※事由を証明する書類を添付すること。

様式第 2 0 号（第 1 4 条関係）

高梁市医学生奨学金返還債務免除承認書

第 号
年 月 日

住所
氏名 様

高梁市長 印

年 月 日付けの高梁市医学生奨学金返還債務の免除申請については、次のとおり承認しましたので、高梁市医学生奨学金貸付条例施行規則第 1 4 条の規定により通知します。

- | | |
|-----------------|-------------|
| 1 奨学生氏名 | 【決定番号： 第 号】 |
| 2 返還債務免除金額 | 円 |
| 3 承認理由 | |
| 4 返還済金額（一部免除済額） | 円 |
| 5 返還未済金額（残債務額） | 円 |
| 6 借用金額 | 円 |

様式第21号（第14条関係）

高梁市医学生奨学金返還債務免除事由消滅届

年 月 日

高梁市長 様

〔奨学生〕

〒 ー

住所

氏名

【決定番号】：第 号

〔親権者〕（奨学生が未成年の場合は記入）

〒 ー

住所

氏名

年 月 日付けで承認を受けた奨学金の返還債務の免除については、その事由が消滅しましたので、高梁市医学生奨学金貸付条例施行規則第14条の規定により届け出ます。

1 承認を受けた返還債務免除額 _____ 円

2 承認を受けた免除期間
年 月 日 から 年 月 日 まで

3 承認を受けた免除の理由

4 消滅事由の内容

様式第1号（第2条関係）
様式第2号（第2条関係）
様式第3号（第4条関係）
様式第4号（第4条関係）
様式第5号（第5条関係）
様式第6号（第8条関係）
様式第7号（第8条関係）
様式第8号（第8条関係）
様式第9号（第8条関係）
様式第10号（第8条関係）
様式第11号（第8条関係）
様式第12号（第8条関係）
様式第13号（第8条関係）
様式第14号（第9条関係）
様式第15号（第11条関係）
様式第16号（第13条関係）
様式第17号（第13条関係）
様式第18号（第13条関係）
様式第19号（第14条関係）
様式第20号（第14条関係）
様式第21号（第14条関係）